

# 山口県観光キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務仕様書

## 1 業務の目的

令和5年秋からの山口県の新たな観光プロモーションについて、統一的なイメージにより県内外への効果的なPRを行い、本県の認知度やブランド力の向上を図るため、キャッチフレーズ及びロゴマークを制作する。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和5年12月20日（水）

## 3 委託業務の仕様

### (1) キャッチフレーズ（デザイン含む）制作

山口県の新たな観光プロモーションに使用するキャッチフレーズで、次の全ての要件を満たすものとする。

- ・本県観光の魅力が直感的にイメージできること。
- ・簡潔で広く親しまれるものであること。
- ・ポスターや商品パッケージ等、幅広い用途で使用されることを勘案すること。
- ・商標登録可能なものであること。

### (2) ロゴマーク制作

- ・キャッチフレーズに連動したデザインでコンセプトが明確であるもの。
- ・商標登録可能なものであること。

### (3) キャッチフレーズ・ロゴマーク共通事項

- ・キャッチフレーズ・ロゴマーク一体で使用できるデザインであること。
- ・キャッチフレーズ及びロゴマークが多様な媒体で使用されることを想定して、使用規定、デザインのガイドラインを作成すること。
- ・著作権、意匠権等の問題が生じないよう配慮すること。万一問題が生じた場合は、受託者が責任を持って対応すること。
- ・案は、未発表でオリジナル作品であること。過去に自治体、企業等で使用された作品との重複がないこと。

## 4 成果品の納入

### (1) 成果品

#### ○キャッチフレーズ・ロゴマーク

- ・デザインデータ（AI形式・JPEG形式）

#### ○デザイン使用に係るガイドライン

- ① ガイドラインデータ（AI形式、JPEG形式）
- ② ガイドライン（紙媒体）2部

#### ○コンセプトシート

- （キャッチフレーズ及びロゴマークのコンセプトを記載したリーフレット）

①コンセプトシートデータ（A I 形式・J P E G 形式）

②紙媒体 3 0 0 部

○キャッチフレーズ及びロゴマークを使用した法被及び「のぼり」デザインデータ  
（A I 形式、J P E G 形式）

○ポスター

①ポスターデザインデータ（A I 形式、J P E G 形式）

②紙媒体（B1×5 枚、B2×5 枚）

（2）納入期限

令和 5 年 6 月 3 0 日（金）

（3）納入場所

一般社団法人山口県観光連盟

〒753-8501 山口市滝町 1 - 1 観光プロモーション推進室内）

## 5 契約に関する条件等

（1）再委託

① 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。

② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に一般社団法人山口県観光連盟（以下、「山口県観光連盟」という）に書面で提出し、承認を得ること。

（2）権利の帰属等

① 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条の権利を含む。）は、全て山口県観光連盟に帰属するものとする。

② 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできないものとする。

③ 受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

④ 委託業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、山口県観光連盟が出願人となって費用を負担し、登録手続を行うものとする。

（3）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。

（4）関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場

合は、受託者が責任を持って対応すること。

## 6 その他

- (1) 受託者決定後、山口県観光連盟がデザインの調整を依頼することがある。
- (2) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等については、必要の都度、山口県観光連盟と受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 本業務の履行のため、山口県観光連盟が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできない。
- (4) 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、山口県観光連盟と受託者が協議して定めるものとする。

## キャッチフレーズの考え方等について

## 1 キャッチフレーズの考え方

新型コロナウイルス感染症の収束後は、各県間の誘客競争の激化が予想されることから、確実に本県への誘致につなげるため、新たな観光キャッチフレーズを制作し、強力なキャンペーンを展開する必要がある。

そのため、キャッチフレーズについては、インパクトがあり、ひと目で誰もが理解でき、本県への訪問意欲を高め、本県観光の認知度の向上につながるものを制作すること。

## 2 キャッチフレーズの位置付け

令和5年秋以降のキャンペーンで、主要観光素材として位置付ける「絶景」、「体験」、「グルメ」と付加要素である「感動」、「リフレッシュ感（元気が出る）」を組み合わせながらプロモーションを展開することを前提として、この上位に位置するキャッチフレーズ及びロゴマークを制作すること。

<イメージ>

